

## 裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

同代理人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が平成30年8月21日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が、平成30年6月25日付で行った法に基づく保護変更決定処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 平成29年4月29日付で、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成29年5月9日、処分庁は同年6月以降の保護費について、年金を収入認定する処理を行った。
- 3 平成29年6月23日、請求人は、処分庁に対し、収入申告書及び国民年金厚生年金保険年金額改定通知書を提出した。

4 平成29年7月11日、処分庁は年金の改定に伴い、収入認定の額を変更する処理を行った。

5 平成30年6月25日、処分庁は請求人の年金に係る収入認定誤りが判明したため、同日付けて、処分庁は請求人に対し、[REDACTED]号による保護変更決定（以下「本件変更決定1」という。）、[REDACTED]号による保護変更決定（以下「本件変更決定2」という。）、[REDACTED]号による保護変更決定（以下「本件変更決定3」という。）及び[REDACTED]号による保護変更決定（以下「本件変更決定4」といい、本件変更決定1、本件変更決定2、本件変更決定3及び本件変更決定4を合せて「本件決定」という。）を行い、通知した。

6 平成30年8月21日、請求人は、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 請求人の主張

（1）請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁のミスによる支給もれが1年以上有った事が発覚したにも関わらず、2ヶ月分しか追支給されないのはおかしい。不足分どうなったのかの問い合わせに対しても、不足分追支給決定書等は出されておらず、普段の保護費決定通知書で上乗せ状態で出されていた事を電話にて知った。

（2）平成30年12月7日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過として、生活保護費で施設費が賄えると聞いていたが、施設への月々の支払不足が続き、施設の方に「皆さんこんなもんですか？うちだけ支給額が少ないとかないですか？」と相談したところ、施設の方も「一度処分庁にきいてみます」とお返事頂き、その後処分庁の手続きミスが発覚した。

イ 後記2処分庁の主張（1）ウにある最低生活費の遡及支給は3ヶ月程度と考えるべきであり、3ヶ月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当ではないとあるのは、支給不足分を全額追加支給する事が預貯金になりうるという考えなのであれば、全く違う。全額請求が正当であるとする施設費の請求明細書と共に反論する。施設費を生活保護費で全額支払いし、不足分は次回支給分で追い金するという形を続け（H29.6～H30.6月分）現在施設費月の請求額外の未納合計が￥98,148となっている。

まさに処分庁のミスで不足が生じた分が未納となっていると思われる。3ヶ月の不足追加支給では納得できない。支給不足分全額支給してもらい直ちに施設に支払いし、健 康で文化的な生活水準を維持したいと思っている。なので、後記2処分庁の主張（1） ウに書かれている内容は今回のうちの件に対して妥当ではない。

（3）請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 本件変更決定1通知書には、「1 保護変更 平成30年4月1日」、「4 保護決定理由 年金認定額の変更」、「今回支給額 10,525円」との記載がある。

イ 本件変更決定2通知書には、「1 保護変更 平成30年5月1日」、「4 保護決定理由 年金認定額の変更」、「今回支給額 10,711円」との記載がある。

ウ 本件変更決定3通知書には、「1 保護変更 平成30年6月1日」、「4 保護決定理由 年金認定額の変更」、「今回支給額 9,697円」との記載がある。

エ 本件変更決定4通知書には、「1 保護変更 平成30年7月1日」、「4 保護決定理由 年金認定額の変更」、「今回支給額 9,511円」との記載がある。

オ 平成30年12月3日付けの請求人が入居する施設からの請求に係る明細書には、「H 29. 6月施設費～H30. 6月施設費不足額 138,592」、「H30. 8月保護費上積み分にて返済 -40,444」、「未納合計 98,148」との記載がある。

## 2 処分庁の主張

（1）審理員が平成30年11月16日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

### ア 弁明の趣旨

処分庁が請求人に対して行った、平成30年6月25日付け年金収入認定額錯誤による本件決定については、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問13～2答1に基づくものである。

### イ 事実経過

（ア）平成29年4月29日 請求人世帯の保護開始。

（イ）平成29年5月9日 平成29年6月分以降の保護費の算定において、年金収入とし

て、基礎年金42,011円と厚生年金10,111円を認定する処理を行った。

(ウ) 平成29年6月23日 請求人より収入申告書及び年金額改定通知書の提出があった。

(エ) 平成29年7月11日 平成29年6月分及び7月分の保護費の算定において、年金収入として、基礎年金52,077円と厚生年金10,111円を認定する処理を行った。

(オ) 平成30年6月25日 請求人が入居している施設の職員が、年金額改定による収入申告のため、請求人の代行で収入申告書の提出及び挙証資料の提示あり。これにより、年金収入認定額誤認が判明したため、変更処理を行った(本件決定)。基礎年金と厚生年金が合算された金額を基礎年金のみの金額と勘違いし、厚生年金10,111円を重複して認定した結果、平成29年6月分以降の保護費が過少支給となっていたもの。発見月の前々月である平成30年4月まで遡って保護費の追給ができるとを施設職員に説明した。施設職員から請求人の金銭管理を行っている請求人の長男の妻に説明する旨申述があった。

(カ) 平成30年6月26日 請求人の長男の妻より請求人の担当ケースワーカーあてに電話があり、今回の収入認定誤認について詳しく教えてほしいとの申し出あり。平成29年6月から厚生年金10,111円を誤って重複して収入認定していたこと、問答集1.3-2答1に基づき扶助費の遡及支給は平成30年4月分までとなることを説明し謝罪するも、誤って収入認定を行った平成29年6月まで遡及して支給すべきであり、不服があるとの申し出により、審査請求について情報提供を行う。

(キ) 平成30年9月10日 請求人から大阪府知事あてに提出された平成30年6月25日付けの保護変更処分にかかる審査請求書を審理員より受理する。

#### ウ 本件決定の正当性について

争点は誤った収入認定を行ったことにより過少となった保護費を平成29年6月分まで、遡って支給できるかどうかである。

本件は何ら請求人に過失がなく、遡及支給される保護費が請求人の最低生活の回復に充てられることが見込まれるもの、問答集1.3-2答1に扶助費の遡及支給の限度について、「最低生活費の遡及支給は3か月程度(発見月及びその前々月分まで)と考えるべき」であり、「3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」とあることから、年金収入の認定額の変更は発見月及びその前々月までの3か月とする決定を行ったものである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年5月9日付け決裁の同年6月1日の保護決定調書には、決定理由として、

「年金を受給しているため、保護の実施要領に基づき、6月より月額52122円の収入認定を開始します。」の記載があり、老齢基礎年金42,011円、厚生年金等10,111円、合計52,122円との記載がある。

イ 平成29年6月1日付けの国民年金厚生年金保険年金額改通知書には、「国民年金（基礎年金）年金額 503,643円」「厚生年金保険 年金額 121,292円」「合計年金額（年額） 624,935円」との記載がある。また、同日付の年金振込通知書には、同年6月から同年12月の各期支払額として104,155円、平成30年2月の支払額として104,160円、同年4月の支払額として104,155円との記載がある。

ウ 平成29年6月23日付けで処分庁が受理した収入申告書には、年金・恩給等の収入として国民年金及び厚生年金の記載があり、受給金額として、年額624,935円との記載がある。

エ 平成29年7月11日付けのケース記録票には、「請求人より収入申告書の提出があった。内容を確認したところ、平成29年4月分からの年金受給額に変更があることが判明した為、下記の通り保護変更を行う。」との記載があり、変更後の年金の月額は52,077円との記載がある。

オ 平成29年7月11日付け決裁の同年6月分の保護決定調書には、決定理由として、「年金額が改定されたため、保護の実施要領に基づき6月より収入認定額を52,077円に変更します。」との記載があり、その他の収入の内訳として、老齢基礎年金52,077円、厚生年金等10,111円、収入充当額62,188円との記載がある。

カ 平成29年7月11日付け決裁の同年7月分の保護決定調書には、前記オと同様の記載がある。

キ 平成29年7月11日付け決裁の同年8月分の保護決定調書には、前記オと同様の記載がある。

ク 平成30年6月25日付けのケース記録票には、「年金受給について施設職員より収入申告書の提出があった。」との記載があり、さらに、「年金の認定について、開始当初は基礎年金と厚生年金を分けて認定していたが、H29.6月より一括で入力し、厚年分を二重で認定していたことが判明。現在より遡及できるH30.4.1より厚生年金分の二重分を削除する。来所していた施設職員に説明。施設から親族へ説明しておくとのことであった。」との記載がある。

ケ 平成30年6月25日付けで処分庁が受理した収入申告書には、国民年金・厚生年金の受給金額として104,155円の記載がある。

コ 平成30年6月25日付け決裁の同年4月分の保護決定調書には、「年金認定額の変更」との記載があり、老齢基礎年金収入として52,077円の記載がある。

サ 平成30年6月25日付け決裁の同年5月分の保護決定調書には、前記コと同様の記載がある。

シ 平成30年6月25日付け決裁の同年6月分の保護決定調書には、前記コと同様の記載がある。

ス 平成30年6月25日付け決裁の同年7月分の保護決定調書には、前記コと同様の記載がある。

セ 平成30年6月25日付け決裁の同年8月分の保護決定調書には、前記コと同様の記載がある。

ソ 平成30年6月26日付けのケース記録票には、「請求人の長男の妻より電話あり。請求人の保護費について、施設職員より話を聞いたが詳しく教えてほしいと。請求人の老齢厚生年金部分を開始当初より二重で認定してしまっていたことを伝え謝罪。現在より遡れる平成30年4月より変更したことを伝えた。請求人の長男の妻、2か月以前の分は追給してもらえないのか、と。法律上、前々月までの分までしか支給できないことを伝える。請求人の長男の妻、そちらのミスで保護費が減っているのにですか、納得できない、と。再度深く謝罪。内容に不服があれば、不服申し立てという手段もあることを伝えた。」との記載がある。

#### 理由

##### 1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。これを受け、保護の基準が定められている。

(3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123

号厚生事務次官通知) 第8の3の(2)のアの(ア)において、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。

- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知) 第8の1の(4)のアにおいて、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。) の問第10の11の答では、実施機関からの追加支給を行うべき場合について、「次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給すること。」と定めている。
- (6) 問答集の問13の2の(答)1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遅延変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考え方であるが、3か月を超えて遅延する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記している。

## 2 本件決定について

### (1) 年金収入の誤認定について

処分庁は、請求人の年金収入について、国民年金(基礎年金)と厚生年金が合算された金額を国民年金(基礎年金)のみの金額として収入認定したことにより、平成29年6月以降の保護費が、重複して認定されていた厚生年金額と同額(10,111円/月)の過少支給となっていたことが平成30年6月に判明したため、前記理由(6)により、発見月の前々月である平成30年4月に遡り、同年4月分以降の保護費について追加支給するという本件決定を行ったことが認められる。

### (2) 処分庁の瑕疵について

しかししながら、本件については、①処分庁が誤った収入認定を行ったことが原因であること、②請求人には何ら過失はないこと、③遡及支給される保護費が請求人の最低生活の回復に充てられることが見込まれることの、いずれについても処分庁自身が認めるところである。

この点に加え、最高裁大法廷昭和42年5月24日判決(最高裁判所民事判例集21巻

5号1043頁)が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けることができると規定し(2条参照)、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから(8条1項参照)、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せかんがみると、処分庁がその過誤により請求人の平成29年6月分以降の年金収入認定額を見直していない限りで、これ以降の保護費の算出に瑕疵があるということができる。

また、東京高等裁判所平成24年7月18日判決は、「実質的にみても、要保護者がした生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなるのであって(要保護者において国家賠償の訴えを提起することにより救済を求めるのも考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。)、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるというべきである(東京地裁昭和47年12月25日判決・行裁集23巻12号946頁参照)。」と判示する。

### (3) まとめ

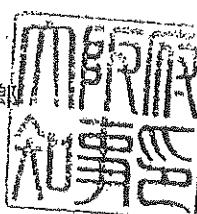
これらを踏まえると、処分庁の過誤により、平成29年6月分以降の保護費の決定処分に手続き上の瑕疵があるにもかかわらず、本件決定がこれら処分の適法性を前提として平成30年4月分以降の保護費の不足分のみ遡及支給を行っている点で、本件決定には違法又は不当な点があると認められ、取消しを免れない。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年3月1日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



## 教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。